

香芝市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月21日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第31号

香芝市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市保育の実施に関する条例施行規則（平成27年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保護者」の次に「（出産予定の者を含む。）」を、「申請書」の次に「（以下「申請書」という。）」を加え、「省略できるものとする」を「省略することができる」に改め、同条第2項中「前項の申込書」を「申請書又は利用申込書」に改め、「できる」の次に「ものとする」を加える。

第3条中「前条の申込書を受理し、保育の実施の承諾又は承諾の保留を決定したときは、利用承諾書（第1号様式）又は」を「前条第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、保育の実施の承諾をするときにあっては利用承諾書（第1号様式）により、保育の実施の承諾を保留するときにあっては」に、「児童の保護者」を「当該申込みをした者」に改める。

第4条中「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第1号中「受け入れ」を「受入れ」に改める。

第5条第1項中「児童の保護者」を「第3条の規定により保育の実施の承諾を受けた者（以下「利用決定者」という。）」に改め、同項第3号中「申込書記載事項」を「申請書又は利用申込書の記載事項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の規定に該当する事実について、利用決定者の同意を得て公簿等により確認できる場合は、前項の規定による届出を省略することができる。

第6条第1項中「実施期間終了」を「実施期間が終了する」に改め、同条第2項中「利用中止届を受理した」を「規定による届出があった」に、「児童の保護者」を「利用決定者」に改める。

第7条中「保育料を決定又は変更したときは、保育料決定通知書（第5号様式）又は」を「市長は、保育料を決定したときにあっては保育料決定通知書（第5号様式）により、保育料を変更したときにあっては」に、「児童の保護者」を「当該申込みをした者」に改める。

第8条中「により徴収する」の次に「ものとする」を加え、同条ただし書中「により」を「による」に改め、「徴収する」の次に「ものとする」を加える。

第9条中「児童の保護者」を「利用決定者」に、「支払いに困難をきたした」を「支払が困難な」に改める。

第10条中「保育標準時間」の次に「（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。）」を、「保育短時間」の次に「（同項の規定により1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。）」を加え、「希望する者」を「希望するもの」に改め、同条第2項中「申込みを受けた場合において」を「規定による申込みがあったときは、その内容を審査し」に、「児童の保護者」を「当該申込みをした者」に改める。

第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

第 1 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長



利 用 承 諾 書

申込みのありました（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）の利用について、次のとおり承諾します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
児 童 の 保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	
（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等） の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 育 料 の 月 額	円

備考

- 1 保育料について変更があった場合は、その旨を通知します。
- 2 利用申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 4月からは年齢区分により、9月からは当該年度の市町村民税額により保育料を見直します。

第 2 号様式（第 3 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長



利用承諾保留通知書

申込みのありました（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）の利用については、次の理由により保留となりましたので、通知します。

児 童	フリガナ名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フリガナ名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
申 込 日		年 月 日
（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等） の 名 称		
入 所 希 望 日		年 月 日
保 留 と な っ た 理 由		
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 3 号様式（第 6 条関係）

利 用 中 止 届

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

年 月 日付けにて（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）の利用を中止したいので、次のとおり届け出ます。

（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）の名称	
児 童 の 氏 名	
児 童 の 生 年 月 日	年 月 日

第 年 月 日 号

様

香芝市長



保 育 実 施 解 除 通 知 書

次の児童についての保育の実施を解除しましたので、通知します。

児 童	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）の名称及び所在地		
保 育 の 実 施 の 解 除 の 年 月 日		年 月 日
保 育 の 実 施 の 解 除 の 理 由		

- （教示）
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香芝市長に対して審査請求をすることができます。
 - この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、香芝市を被告として（訴訟において香芝市を代表する者は香芝市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 5 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年度 保育料決定通知書

次に記載のある方は、口座振替納付です。

金 融 機 関			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			

保育料については、次のとおり決定しましたので、通知します。

支 給 認 定 証 番 号		
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設 名 称		
認 定 区 分		

9 月から 3 月まで

所 得 階 層		所得調定額	円
---------	--	-------	---

決 定 額	円
-------	---

4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分
円	円	円	円	円	円
1 0 月 分	1 1 月 分	1 2 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
円	円	円	円	円	円

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

香芝市長



年度 保育料変更通知書

次に記載のある方は、口座振替納付です。

金 融 機 関			
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人			

保育料については、次のとおり変更しましたので、通知します。

支 給 認 定 証 番 号		
児 童	フ リ ガ ナ 氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	フ リ ガ ナ 氏 名	
	居 住 地	
	生 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設 名 称		
認 定 区 分		

4 月から 8 月まで

変 更 前	所 得 階 層		所 得 調 定 額	円
変 更 後	所 得 階 層		所 得 調 定 額	円
変 更 前 決 定 額		円	変 更 後 決 定 額	円

9 月から 3 月まで

変 更 前	所 得 階 層		所 得 調 定 額	円
変 更 後	所 得 階 層		所 得 調 定 額	円
変 更 前 決 定 額		円	変 更 後 決 定 額	円

変 更 前	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分
	円	円	円	円	円	円
	1 0 月 分	1 1 月 分	1 2 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
	円	円	円	円	円	円
変 更 後	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分
	円	円	円	円	円	円
	1 0 月 分	1 1 月 分	1 2 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分
	円	円	円	円	円	円

第 7 号様式（第 9 条関係）

年度 保育料減免申請書

年 月 日

香芝市長

住 所

氏 名

保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）の名称	
児 童 の 氏 名	
児 童 の 生 年 月 日	年 月 日
保 育 料	円
減免を受けようとする理由	

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

延長保育申込書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名

次の理由により、延長保育の申込みをします。

児 童 の 氏 名	
児 童 の 生 年 月 日	年 月 日
延長保育を希望する理由	

第 9 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長 印

延長保育承諾書

年 月 日付けで申込みのありました延長保育について、次のとおり承諾します。

児 童 の 氏 名	
児 童 の 生 年 月 日	年 月 日
月 額 の 延 長 保 育 料	☐ 保育標準時間 ☐ 保育短時間 円

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の香芝市保育の実施に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる認定の申請又は利用の申込みについて適用し、この規則の施行の日前にされた認定の申請又は利用の申込みについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の香芝市保育の実施に関する条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、必要な調整をして使用することができる。
- 4 この規則による改正後の様式のうち、第1号様式、第2号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式に限り、令和13年2月28日までの間、これらの様式に所要の修正を加えて使用することができる。